非血縁者間骨髄採取認定施設 採 取 責 任 医 師 各 位 麻 酔 責 任 医 師 各 位

> 公益財団法人 日本骨髄バンク 事 務 局

日本麻酔科学会「骨髄バンクドナーに対する麻酔管理について」<改訂>

このたび、日本麻酔科学会制定ガイドライン「骨髄バンクドナーに対する麻酔管理について」が改訂されましたため、通知いたします。

つきましては、別紙をご確認くださいますようお願いいたします。

記

日本麻酔科学会 制定ガイドライン

■ 骨髄バンクドナーに対する麻酔管理について<2019 年 6 月改訂> 《今回の改訂》 下記文言の追加 「バンクドナーを対象とした、救急救命士による気管挿管の実習は容認できない」 https://anesth.or.jp/files/pdf/guideline_donor_20190703.pdf

※参考情報

「骨髄バンクドナーを対象とした救急救命士による気管挿管実習について(再通知)」2019 年 1 月 15 日発出 https://www.jmdp.or.jp/documents/file/04_medical/notice_w/2019_01_15.pdf

■ 安全な麻酔のためのモニター指針<2019年3月改訂> https://anesth.or.jp/files/pdf/monitor3_20190509.pdf

以上

問い合わせ先

(公財) 日本骨髄バンク ドナーコーディネート部 担当:杉村・窪田 TEL:03-5280-2200

骨髄バンクドナーに対する麻酔管理について

2001年8月 制定 2011年11月 改訂 2014年8月 改訂 2019年6月 改訂 公益社団法人 日本麻酔科学会

奉仕の精神に満ちた善意の健康人である骨髄バンクドナーの麻酔管理には、最大限の安全を心がけなければならない。また周術期の苦痛をできるだけ軽くする配慮とともに、ドナーの早期社会復帰を妨げない麻酔管理を行うことが基本となる。麻酔方法の選択に当たっては、以下の事項を考慮に入れなければならない。

- (1) ドナーは、公益財団法人日本骨髄バンクのドナー適格性判定基準を満たした健康成人であり、採取予定日の4~6 週間前に採取担当医師により採取前健康診断が行われている.
- (2) ドナーの骨髄採取の日程に合わせて約2週間前からレシピエントの前処置を開始するため、一旦決 定した骨髄採取の日程を変更することは極力避けなければならない.
- (3) 骨髄採取は腹臥位で行われる.
- (4) 比較的短時間に約 1000ml (ドナー体重/kg×20ml 以下) の採取がおこなわれる. 採取速度は最大 500ml/30分 とされている.
- (5) ドナーの 80~90%は3~4 週かけて約400~800ml の自己血を採血されている.

以上を踏まえた上で麻酔管理を施行するために、公社) 日本麻酔科学会として以下のことを提唱する.

- (1) 公益社団法人日本麻酔科学会認定施設であること.
- (2) 公益財団法人日本骨髄バンクの骨髄採取マニュアルに定める麻酔担当医としては、公益社団法人 日本麻酔科学会が認定する麻酔科専門医・指導医であること。あるいは、厚生労働大臣認可の麻酔 科標榜医が担当する場合には、麻酔科専門医・指導医の監督・指導下であること。尚、バンクド ナーを対象とした、救急救命士による気管挿管の実習は容認できない。
- (3) 麻酔管理については、公益社団法人日本麻酔科学会による、『安全な麻酔のためのモニター指針』を遵守すること、

これらの諸条件を考慮して、骨髄バンクドナーに対する麻酔管理は、公社)日本麻酔科学会が認定する麻酔科専門医・指導医の監視のもとで施行することを条件として、全身麻酔あるいは区域麻酔(脊髄くも膜下麻酔、硬膜外麻酔など)などの具体的な麻酔方法については、担当する麻酔科医の判断のもとで行うこと。

ただし、どのような麻酔方法を用いるにしろ、その長所、短所、合併症、その他の選択肢との優劣を ドナーへ十分に説明し、了解を得たうえで施行すること、また、骨髄採取担当医師との十分な意思疎 通と綿密な連携をもって、麻酔管理にあたること。

安全な麻酔のためのモニター指針

[前文]

麻酔中の患者の安全を維持確保するために、日本麻酔科学会は下記の指針が採用されることを 勧告する。この指針は全身麻酔、硬膜外麻酔及び脊髄くも膜下麻酔を行うとき適用される。

[麻酔中のモニター指針]

- ①現場に麻酔を担当する医師が居て、絶え間なく看視すること。
- ②酸素化のチェックについて 皮膚、粘膜、血液の色などを看視すること。 パルスオキシメータを装着すること。
- ③換気のチェックについて 胸郭や呼吸バッグの動き及び呼吸音を監視すること。 全身麻酔ではカプノメータを装着すること。
- 換気量モニターを適宜使用することが望ましい。
- ④循環のチェックについて 心音、動脈の触診、動脈波形または脈波の何れか一つを監視すること。 心電図モニターを用いること。

原則として5分間隔で測定し、必要ならば頻回に測定すること。観血式血圧測定は必要に応じて行う。

⑤体温のチェックについて 体温測定を行うこと。

血圧測定を行うこと。

- ⑥筋弛緩のチェックについて 筋弛緩薬および拮抗薬を使用する際には、筋弛緩状態をモニタリングすること。
- ⑦脳波モニターの装着について 脳波モニターは必要に応じて装着すること。

【注意】全身麻酔器使用時は日本麻酔科学会作成の始業点検指針に従って始業点検を実施すること。

1993. 4	作成	
1997. 5	第1回	改訂
2009. 1	第2回	改訂
2014.7	第3回	改訂
2019.3	第4回	改訂